



# 長寿医療（後期高齢者医療）保険料について 8月から新たな軽減策が実施されます

平成20年4月から75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の方を対象とする長寿医療制度が始まっています。この6月に国によって保険料の軽減をはじめとする制度の見直しが行われたので、お知らせします。

長寿医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。今回の見直しではそれぞれについて新たに軽減されることが決まりました。

## 【保険料の決め方】

<b>均等割額</b> 被保険者1人あたり37,800円	+	<b>所得割額</b> (総所得金額等 - 33万円) × 6.56%	=	<b>年間保険料額</b>
---------------------------------	---	--	---	---------------

### 軽減策 「均等割額」の軽減

#### 対象となる方

均等割額の7割軽減に該当する方を対象に、軽減率を8.5割に変更します。

変更前

7割軽減  
(年額11,300円)

変更後

8.5割軽減  
(年額5,400円)

#### 軽減の基準となる所得額

世帯主と世帯内の被保険者全員の所得の合計額が33万円を超えないこと。

ただし、33万円を超えた場合であっても、年金収入のある方については、年金所得から15万円の控除があります。

### 軽減策 「所得割額」の軽減

#### 対象となる方

年金収入211万円までの方（年金収入のみの場合）は、原則として所得割額が50%減額されます。

ただし、東京都では国の決定の前に、独自の軽減措置を実施しているため、所得割額の軽減は以下のように変更になります。

旧ただし書き所得 (総所得金額等 - 33万円)	東京都 独自軽減割合	新軽減策の 軽減割合
15万円（年金収入168万円）までの方	100%	100%
20万円（年金収入173万円）までの方	75%	75%
40万円（年金収入193万円）までの方	50%	50%
55万円（年金収入208万円）までの方	25%	⇒ 50%
58万円（年金収入211万円）までの方	なし	⇒ 50%

総所得金額等は、全ての収入から必要経費等を引いた金額のことで、330万円未満の年金収入の場合は、年金収入から120万円を差し引いた金額です。



保険料が変更される方には  
8月15日に通知書をお送りします

## 通知書をお送りする方

### 新たに保険料が軽減される方

新たな軽減策に該当される方は、10月以降の特別徴収（年金天引き）が中止されます。なお、軽減後の保険料は納付書または口座振替でお納め下さい。

### 保険料が変更になる方

平成19年中の所得が変更になった方  
平成19年中の所得の申告を行った方  
新たに社会保険の被扶養者であったことが分かった方  
町田市から転出したなど資格を喪失された方

### 新規に資格を取得された方へ

6月22日以降に長寿医療の資格を新たに取得された方には、保険料の決定のお知らせを8月15日以降、順次お送りします。

## 納め過ぎた金額をお返しします（還付金）

保険料が軽減や変更された場合に、天引きされた金額で納め過ぎがある方は、入金の確認ができるまで時間がかかりますが、できるだけ早くお返しします。

### 還付されるまでの流れ

#### 還付の一例

8月の年金天引き分で納め過ぎがある場合



9月中旬に還付通知書を送付します。

還付通知書の「保険料過誤納還付金振込依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、ご返送下さい。振込依頼書が市役所に到着後、入金までに3週間ほどかかります。

保険料が還付される場合には必ず還付通知書が送付されます。市からの電話で還付することはありません。

**還付金の振込め詐欺にご注意下さい!**